

1 設置の背景

後発医薬品に関する現状

- 国は骨太方針2021において、2023年度末までに全都道府県で後発医薬品使用割合80%(数量ベース)達成するという目標の検証について提示
 - ・後発医薬品の使用促進が進んでいない都府県10か所程度を重点地域として指定
(重点地域使用促進強化事業による財政支援の実施)
 - ・平成30年9月診療分から保険者別使用割合を公表
- 後発医薬品の利用が進まない理由として、患者や医療関係者が後発医薬品の効果や副作用に不安や疑問を感じていることなどが挙げられるため、安心して使用できる環境整備が必要

都における取組

第三期東京都医療費適正化計画(平成30年度～令和5年度)において、以下の取組を推進

【品質確保】

医薬品の収去、溶出試験による検査等

【環境整備】

後発医薬品比較サイト運営(東京都薬剤師会)

【情報提供】

「t-薬局いんふお」における薬局の後発医薬品備蓄数の公表

【使用促進】

後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知や、後発医薬品を希望する意思表示カードの送付などに取り組む区市町村への財政支援

2 設置の趣旨

都民や医療機関の後発医薬品に対する不安や疑問を解消し、安心して使用できる環境を整備していくため、有識者、医療関係団体、都民代表等からなる「後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、関係者が連携して、都の実情に応じた効果的な取組を検討実施できる体制を構築する。

3 検討の進め方

東京都医療費適正化計画期間中における取組課題について検討を行う。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第四期計画策定	後発医薬品に係る目標等検討	【令和6年度～令和11年度】第四期東京都医療費適正化計画期間				
現行ロードマップ取組期間						
	ロードマップ改定に係る検討	【令和7年度～令和11年度】改定版ロードマップ取組期間				